

令和3年4月の組織改編について

1 組織改編の背景

(1) 第4次砺波市行政改革大綱基本方針（R3. 4～）

- ア 市民の視点に立った協働の「まちづくり」の推進
- イ 時代の変化に対応した効果的で質の高い「行政サービス」の推進
- ウ 健全で持続可能な「財政運営」の推進

2 改編する組織の概要

(1) 企画調整課の改編

- ア 企画調整課を企画政策課と広報情報課の2課に改編する。
- イ 企画政策課にLRTを含む総合交通を担当する交通政策係を設置する。
- ウ 広報情報課に市の情報発信とシティプロモーションを担当する広報広聴係を設置する。
- エ 総務課情報政策班を広報情報課に移管し、情報発信とDXの連携と推進強化を図る。
- オ 移住定住、空き家事業を市民生活課（現生活環境課）に移管する。

(2) 教育委員会施設課の廃止と財政課の所管事務の変更

- ア 教育委員会所管の大型建設事業（認定こども園、図書館等）が終了したことから施設課を廃止する。
- イ 公共施設の再編、学校施設等を含む施設（主に建築物）の維持管理業務、新庁舎建設等の事務を、財政課公共施設総合管理係に一元化する。

(3) 生活環境課の改編

- ア 課名を市民生活課に改称する。
- イ 企画調整課砺波暮らし推進班が担当する移住定住、空き家事業を市民生活課に移管し、環境保全係をとなみ暮らし推進班に改称する。
- ウ 生活交通係を生活安全係に改称し、交通安全、防犯、消費生活相談を担当する。
- エ 生活交通係が担当する市営バス等公共交通事務を、企画政策課交通政策係に移管する。

(4) 庄川支所地域振興課の改編

- ア 課名を市民福祉課に改称する。
- イ 市民生活係を市民福祉係に改称し、戸籍、税、福祉、マイナンバー交付等の窓口事務の充実を図ることとし、職員を増員する。
- ウ 振興係が担当する事務（土木、観光等）を本庁所管課が直接担当することとし、振興係を廃止する。

(5) デジタル化推進班の設置

- ア デジタル化の推進に対応するため、デジタル化推進本部を設置し、具体的な事務を行う組織としてデジタル化推進班を設置する。（班には専任職員を置かず、各課等の職員の兼務又は併任とする。）

組織改編イメージ（ は新設・名称変更）

旧組織	新組織
<b>企画調整課</b> ●企画調整係 （計画、創生、国際）⇒企画調整係へ （LRT、JR、航空）⇒交通政策係へ  ●広報協働係 （男女・統計）⇒企画調整係へ （広報・広聴）⇒広報広聴係へ  ●秘書係⇒広報情報課へ  ●砺波暮らし推進班 （シティP）⇒広報広聴係へ （移住・定住、空き家） ⇒となみ暮らし推進班へ	<b>企画政策課</b> ●企画調整係 （計画、創生、国際、男女、統計） ● <b>交通政策係</b> （LRT、市営バス等、JR、航空）  <b>広報情報課</b> ● <b>広報広聴係</b> （広報広聴、シティP）  ●秘書係 ● <b>情報政策班</b> ・ <b>デジタル化推進班（兼）</b>
<b>総務課</b> ●行政係・行政改革推進班（兼） ●人事係 ●防災・危機管理班 ●情報政策班⇒広報情報課へ	<b>総務課</b> ●行政係・行政改革推進班（兼） ●人事係 ●防災・危機管理班
<b>財政課</b> ●財政係 ●管財係 ●公共施設総合管理係 ●検査班	<b>財政課</b> ●財政係 ●管財係 ●公共施設総合管理係 （施設再編、建物管理、新庁舎建設等） ●検査班
施設課⇒廃止（事務は財政課公共施設総合管理係へ）	
<b>生活環境課</b> ●環境保全係 （ごみ、霊苑） ⇒となみ暮らし推進班へ  ●生活交通係 （市営バス等）⇒交通政策係へ （交通安全、防犯、消費） ⇒生活安全係へ	<b>市民生活課</b> ● <b>となみ暮らし推進班</b> （ごみ、霊苑、移住・定住、空き家）  ● <b>生活安全係</b> （交通安全、防犯、消費）
<b>庄川支所地域振興課</b> ●振興係⇒廃止 ●市民生活係⇒市民福祉係へ	<b>庄川支所市民福祉課</b> ● <b>市民福祉係</b>